

伊賀市 重層的支援体制整備事業の体制図（包括的相談支援・他機関協働・継続的支援を中心に） 資料 1 - 2

地 域 住 民

民生委員・児童委員による地域での活動
13名の「地域福祉コーディネーター」の「アウトリーチ」を含む地域での支援
相談支援包括化推進員 1 名

地域包括支援センター

（市直営 3 カ所）

【中部・東部・南部】

- ・高齢者の総合相談窓口、と共に分野を問わない福祉相談の一次窓口
- ・民生委員、社協地域センター、地域福祉コーディネーター、市役所支所に寄せられた相談を一次窓口として集約

・保健・福祉・介護の専門職チーム
相談支援包括化推進員 2 名

生活困窮自立相談支援機関

（直営 1 + 委託 1）

【生活支援課・社協おあいこ】

- ・「生活でお困りのこと」について経済的困窮だけでなくひきこもり、社会的孤立もふくめ幅広く相談対応
- ・福祉・就労・伴走型支援の専門職チーム

相談支援包括化推進員 1 名（生活支援課）
相談支援包括化推進員 1 名（社協）

相談支援包括化推進員によるコーディネート

相談・情報

地域福祉計画推進委員会で地域課題を施策に反映

反映

福祉施策調整会議

【医療福祉政策課】

※相談支援包括化推進員 1 名

- ・地域ケア会議で抽出した地域課題を施策に反映。
- ・相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーターも参加

地域課題を政策化するためのコーディネート

助言

地域福祉アドバイザー

介護高齢福祉課

障がい福祉課

障がい者相談支援センター

相談支援包括化推進員 1 名

こどもの育ち支援課

相談支援包括化推進員 1 名

生活支援課

健康推進課

地域課題抽出整理

税・教育・住宅部局
学校・隣保館など
地域の関係機関

地域ケア会議【地域包括支援センター総務調整係】 ※相談支援包括化推進員 1 名

- ・「地域生活課題の解決」が会議の目的 「個別会議」「運営会議」「担当者会議」「相談事案調整会議」を開催。
- ・福祉部局・社協の職員だけではなく、必要に応じて、本人、家族、地域住民、税や教育の部局、地域の関係機関も参加
- ・社会福祉法「支援会議」介護保険法「地域ケア会議」生活困窮者自立支援法「支援会議」に位置づけ

本人同意が得られるケースは重層的支援会議を実施

相談支援包括化推進員が、多機関連携が必要な相談支援・地域課題の把握・施策への反映をコーディネート